

# 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画【概要版】

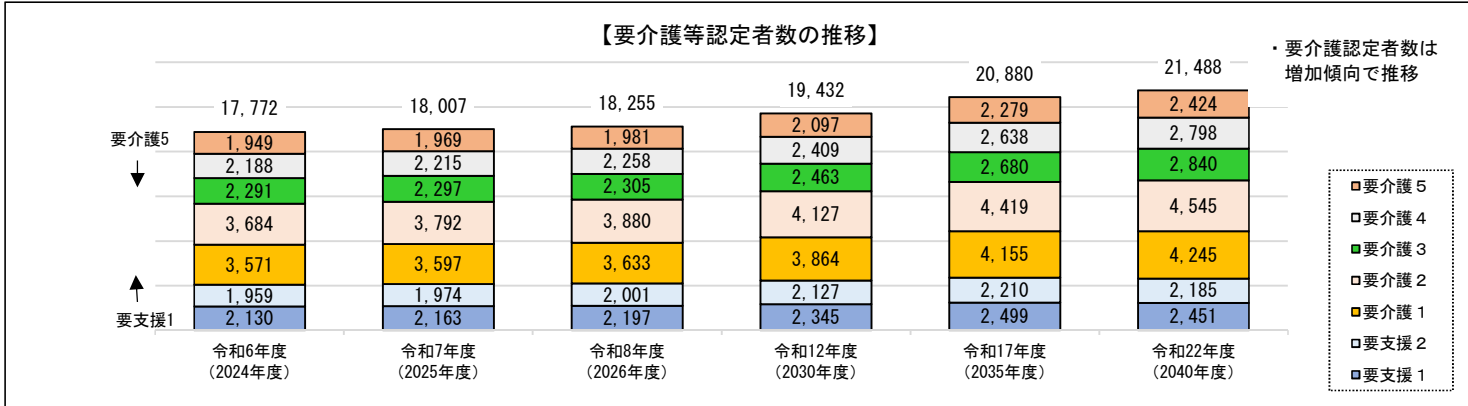
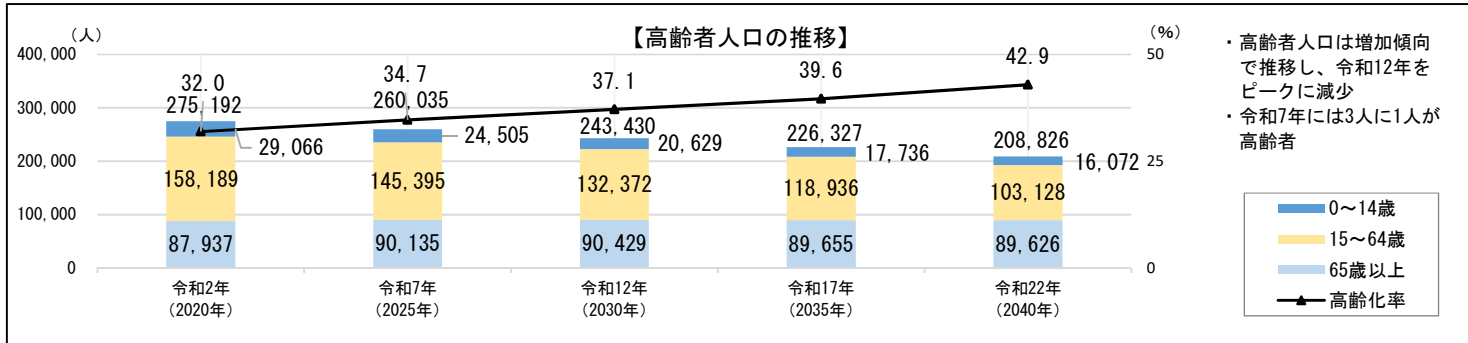
## I 計画策定の趣旨と位置付け等

趣 旨：高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の更なる充実を図るもの。

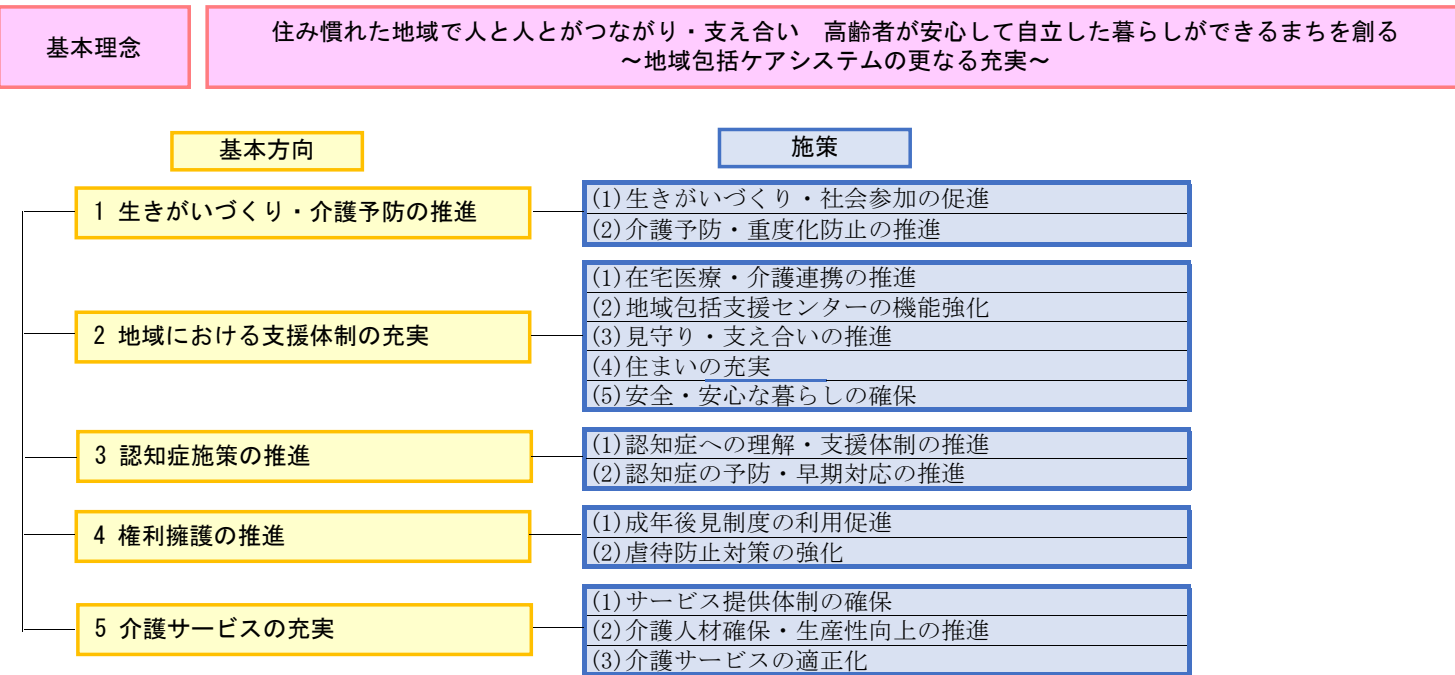
位置付け：老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく認知症施策推進計画、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく成年後見制度利用促進計画及び介護保険法第117条の規定に基づく介護給付費適正化計画との一体的な計画として策定するもの。

計画期間：令和6年度～令和8年度(3年間)  
検討組織：医療・福祉関係者、学識経験者等で組織される青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議

## II 高齢者の現状と動向



## III 施策体系図



## IV 分野別施策と主な取組

### 基本方向1 生きがいがづくり・介護予防の推進

- 生きがいがづくり・社会参加の促進  
高齢者のボランティア活動や老人クラブへの支援、外出手段の確保等により、生きがいがづくり・社会参加の促進に取り組みます。
- 介護予防・重度化防止の推進  
身近な場所で行う介護予防活動を推進するため、関係団体等と連携し、つどいの場づくりへの支援に取り組みます。健康づくり、フレイル予防、介護予防を主体的に行うことができるよう、普及啓発に取り組みます。

### 基本方向2 地域における支援体制の充実

- 在宅医療・介護連携の推進  
医療と介護を必要とする高齢者の在宅療養生活を支えるため、医療・介護関係者の連携促進に取り組みます。
- 地域包括支援センターの機能強化  
高齢者の複雑化・多様化するニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援の強化に取り組みます。
- 見守り・支え合いの推進  
地域ぐるみでの見守りを推進するため、市民、関係団体、民間事業者等と連携し、見守り体制の強化に取り組みます。
- 住まいの充実  
介護が必要になってもできる限り在宅で生活することができるよう、住宅改修等による居住環境の充実に取り組みます。
- 安全・安心な暮らしの確保  
生活支援サービスの充実、災害時等における支援体制の推進、終活支援の推進等に取り組みます。

### 基本方向3 認知症施策の推進

- 認知症への理解・支援体制の推進  
チームオレンジの活動を広げるなど、認知症の人やその家族を支える支援体制の推進に取り組みます。
- 認知症の予防・早期対応の推進  
相談業務や戸別訪問のほか、タブレット端末を利用した脳の健康チェック等により認知症の早期発見・早期対応に取り組みます。

### 基本方向4 権利擁護の推進

- 成年後見制度の利用促進  
成年後見制度の利用促進のため、成年後見制度の相談・支援体制の充実、普及啓発、市民後見人等の育成に取り組みます。
- 虐待防止対策の強化  
養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化に取り組みます。

### 基本方向5 介護サービスの充実

- サービス提供体制の確保  
地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備を進めます。
- 介護人材確保・生産性向上の推進  
国・県・関係団体等と連携し、介護ロボット等の活用について情報提供を行うなど、介護現場の生産性の向上に取り組みます。
- 介護サービスの適正化  
利用者の自立支援・重度化防止のため、介護給付の適正化の推進、介護サービスの質の確保、効果的な指導監督に取り組みます。

## V 主な指標

- 指標の数：55項目
- 基本方向1 生きがいがづくり・介護予防の推進に係る指標**  
65歳以上の地域福祉サポーター数、高齢者福祉乗車証の利用状況、つどいの場への参加率、要介護等認定率 など9項目
- 基本方向2 地域における支援体制の充実に係る指標**  
在宅医療・介護連携のための多職種研修会参加数、地域包括支援センターへの研修会等開催回数、帰宅困難高齢者等の新規事前登録者数、住宅改修費支給件数、終活に関する出前講座の実施回数 など16項目
- 基本方向3 認知症施策の推進に係る指標**  
認知症サポーター数、チームオレンジが活動している圏域数、脳の健康チェックの実施者数 など4項目
- 基本方向4 権利擁護の推進に係る指標**  
成年後見制度の利用者数、市民後見人の候補者数、高齢者虐待防止の研修会等を開催した圏域数 など7項目
- 基本方向5 介護サービスの充実に係る指標**  
特別養護老人ホーム入所待機者数、介護ロボット導入事業所の割合、ケアプランの点検件数、運営指導の実施率 など19項目

## VI 進行管理等

○毎年度、青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会において進捗状況の点検・評価を行い、市ホームページで公表します。

Ⅶ 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等

1 介護保険料基準額

第9期介護保険料基準額（月額） 6,824円（第8期：6,679円（145円 2.2%増））

2 介護保険料に影響する要素

(1) 介護報酬改定

国の介護報酬改定によるもの  
1.59%増

(2) 介護保険料 第1段階～第3段階の割合の変更

国が低所得者の保険料上昇を抑制するため、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階までの割合を引き下げたことによるもの

第1段階 第8期：0.5 (0.3) → 第9期：0.455 (0.285) 差：△0.045 (△0.015)  
第2段階 第8期：0.65 (0.5) → 第9期：0.685 (0.485) 差： 0.035 (△0.015)  
第3段階 第8期：0.75 (0.7) → 第9期：0.69 (0.685) 差：△0.06 (△0.015)

※ ( ) 軽減後の割合

(3) 施設等の整備

介護を必要とする高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう介護サービスの充実を図るもの

- ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 4施設（うち第9期中に2施設開設見込み）
- ②認知症対応型共同生活介護 2施設（うち第9期中に1施設開設見込み）
- ③地域密着型特定施設入居者生活介護 1施設（うち第9期中に1施設開設見込み）
- ④小規模多機能型居宅介護 2事業所（うち第9期中に1事業所開設見込み）
- ⑤看護小規模多機能型居宅介護 2事業所（うち第9期中に1事業所開設見込み）
- ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所（うち第9期中に1事業所開設見込み）

(4) 第9期でのサービス利用量

高齢者人口や要介護認定者数の増加に伴うサービス利用量の増によるもの  
第8期：約934億円 → 第9期：約946億円（12億円増）

(5) 介護保険給付費準備基金の取崩し

介護保険料基準額の上昇を抑えるため、介護保険給付費準備基金を活用するもの  
基金取崩し額：13億円

3 第9期介護保険料段階

第8期保険料段階表（令和3年度～令和5年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階 (軽減後)	生活保護受給者 市民税非課税世帯 (老齢福祉年金又は課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.5 (0.3)	40,000円 (24,000円)
第2段階 (軽減後)	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.65 (0.5)	52,000円 (40,000円)
第3段階 (軽減後)	市民税非課税世帯 (課税年金収入金額+合計所得金額が120万円超)	0.75 (0.7)	60,100円 (56,100円)
第4段階	本人市民税非課税（世帯に課税者がいる） (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下)	0.85	68,100円
第5段階	本人市民税非課税（世帯に課税者がいる） (課税年金収入金額+合計所得金額が80万円超)	1.00	80,100円
第6段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円未満)	1.10	88,100円
第7段階	本人市民税課税 (合計所得金額が120万円以上210万円未満)	1.30	104,100円
第8段階	本人市民税課税 (合計所得金額が210万円以上320万円未満)	1.50	120,200円
第9段階	本人市民税課税 (合計所得金額が320万円以上400万円未満)	1.70	136,200円
第10段階	本人市民税課税 (合計所得金額が400万円以上600万円未満)	1.90	152,200円
第11段階	本人市民税課税 (合計所得金額が600万円以上800万円未満)	2.10	168,300円
第12段階	本人市民税課税 (合計所得金額が800万円以上1,000万円未満)	2.30	184,300円
第13段階	本人市民税課税 (合計所得金額が1,000万円以上)	2.50	200,300円

※基準額（年額）：80,145円  
※基準額（月額）：6,679円（年額÷12か月）  
※第1～3段階については、公費により保険料の軽減を行っている。

第9期保険料段階表（令和6年度～令和8年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階 (軽減後)	変更なし	0.455 (0.285)	37,200円 (23,300円)
第2段階 (軽減後)	〃	0.685 (0.485)	56,000円 (39,700円)
第3段階 (軽減後)	〃	0.69 (0.685)	56,500円 (56,000円)
第4段階	〃	0.85	69,600円
第5段階	〃	1.00	81,800円
第6段階	〃	1.10	90,000円
第7段階	〃	1.30	106,400円
第8段階	〃	1.50	122,800円
第9段階	〃	1.70	139,200円
第10段階	〃	1.90	155,500円
第11段階	〃	2.10	171,900円
第12段階	〃	2.30	188,300円
第13段階	〃	2.50	204,700円

※基準額（年額）：81,890円  
※基準額（月額）：6,824円（年額÷12か月）  
※第1～3段階については、公費により保険料の軽減を行っている。